

第1回学術研究目的のためのデータ提供に関する検討部会

日 時 平成 28 年 5 月 31 日 (火) 13 : 30

場 所 コラッセふくしま 4 階「多目的ホール」

配付資料一覧

次 第

「県民健康調査」検討委員会設置要綱

学術研究目的のためのデータ提供に関する検討部会設置要綱

学術研究目的のためのデータ提供に関する検討部会部会員名簿

出席者名簿

座席表

資 料 1 学術研究目的のためのデータ提供に関する検討部会の役割について

資 料 2 学術研究目的のためのデータ提供に関する検討部会における検討項目

資 料 3-1 県民健康調査の概要について

資 料 3-2 県民健康調査データベースの概要について

資 料 4 学術研究目的のためのデータ提供に関する検討部会での論点 (案)

参考資料 1 福島県個人情報保護条例との関係

参考資料 2 県民健康調査における現在の同意の内容

参考資料 3 暗号化・匿名化のイメージ

参考資料 4 データ項目の目録例

第1回学術研究目的のためのデータ提供に関する検討部会 次 第

日 時 平成 28 年 5 月 31 日 (火) 13 : 30

場 所 コラッセふくしま 4 階「多目的ホール」

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 部会員紹介
- 4 部会長選出
- 5 議 事
 - (1) 説明事項
 - (2) 検討事項
 - (3) その他
- 6 閉 会

「県民健康調査」検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故による放射性物質の拡散や避難等を踏まえ、県民の被ばく線量の評価を行うとともに、県民の健康状態を把握し、疾病の予防、早期発見、早期治療につなげ、もって、将来にわたる県民の健康の維持、増進を図ることを目的として、福島県が実施する「県民健康調査（以下、「調査」という。）」に関し、専門的見地から広く助言等を得るために、「県民健康調査」検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 調査の実施方法等の検討に関すること。
- (2) 調査の進捗管理及び評価に関すること。
- (3) その他、調査の実施に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、知事が指名する有識者により構成する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、任期期間中において、新たに指名された委員の任期は、他の委員と同じとする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員会に座長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 5 座長は、委員会の会務を総理する。
- 6 委員会に座長代行を置き、座長がこれを指名する。
- 7 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長代行が、その職務を代理する。

(運営)

第4条 委員会の会議は、座長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された委員会の最初に開催される会議は、知事が招集する。

- 2 座長は、委員会の会議の議長となる。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(部会)

第5条 委員会は、専門的な事項について検討をするため、部会を設置することができる。部会の設置に必要な事項については知事が別に定める。

(事務局)

第6条 委員会の庶務を処理するため、福島県保健福祉部健康衛生総室に委員会の事務局を置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月19日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月17日から施行する。
- 2 この要綱の施行日以後最初の指名があるまでの間、委員の任期は、改正後の要綱第3条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

学術研究目的のためのデータ提供に関する検討部会設置要綱

(設置)

第1条 「県民健康調査」検討委員会（以下、「委員会」という。）設置要綱第5条の規定に基づき、県民健康調査における学術研究目的でのデータの提供に係るルールを制定するにあたり、個人情報、法律、疫学、統計等の観点から専門的な助言等を得るため学術研究目的のためのデータ提供に関する検討部会（以下、「部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 部会は、前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 学術研究目的のためのデータ提供に係るルールの骨子となる考え方に関すること。
- (2) その他、検討委員会が指示した事項に関すること。

(組織)

第3条 部会は、委員会の座長が指名する委員会の委員及び委員以外の有識者で構成する。

- 2 部会員の任期は、委員会委員と同じくする。
- 3 部会員は、再任されることができる。
- 4 部会に部会長を置き、部会員の互選によってこれを定める。
- 5 部会長は、部会の会務を総理する。
- 6 部会に副部会長を置き、部会長がこれを指名する。
- 7 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、副部会長が、その職務を代理する。

(運営)

第4条 部会の会議は、部会長が招集する。ただし、新たに組織された部会の最初に開催される会議は、委員会の座長が招集する。

- 2 部会長は、部会の会議の議長となる。
- 3 部会長は、必要があると認めるときは、部会の会議に部会員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(報告)

第5条 部会における検討内容等については、直後に開催される検討委員会において、部会長が指名した者が報告を行う。

(事務局)

第6条 部会の庶務は、委員会事務局で行う。

(その他)

第7条 部会の公開、資料及び議事録の取扱いは、委員会運営要領に準じる。

- 2 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年3月7日から施行する。

学術研究目的のためのデータ提供に関する検討部会 部会員名簿

平成 28 年 5 月 31 日

50 音順 ・ 敬称略

| 氏 名 | 現 職 |
|-----------------------|--|
| あだち ごうき 安達 豪希 | 福島県保健福祉部 次長（健康衛生担当） |
| おおひら てつや 大平 哲也 | 公立大学法人福島県立医科大学 放射線医学県民健康管理センター 健康調査支援部門長 |
| かも けんいち 加茂 憲一 | 北海道公立大学法人札幌医科大学 医療人育成センター数学・情報科学講座 准教授 |
| かんの はるとか 菅野 晴隆 | 福島県弁護士会 弁護士 |
| さいとう ひろゆき 齋藤 広幸 | 公立大学法人会津大学 復興支援センター 上級准教授 |
| しおや ひろやす 塩谷 弘康 | 国立大学法人福島大学 人文社会学群行政政策学類（法社会学担当） 教授 |
| つがね しょういちろう 津金 昌一郎 | 国立研究開発法人国立がん研究センター 社会と健康研究センター長 |
| ほうざわ あつし 寶澤 篤 | 国立大学法人東北大学 東北メディカル・メガバンク機構予防医学・疫学部門 教授 |
| ほし ほくと 星 北斗 | 一般社団法人福島県医師会 副会長 |

第1回学術研究目的のためのデータ提供に関する検討部会 出席者名簿

平成28年5月31日

○部会員

50音順、敬称略

| 氏名 | 所属及び職名 | 出欠 |
|--------|--|----|
| 安達 豪希 | 福島県保健福祉部 次長（健康衛生担当） | 出席 |
| 大平 哲也 | 公立大学法人福島県立医科大学 放射線医学県民健康管理センター 健康調査支援部門長 | 出席 |
| 加茂 憲一 | 北海道公立大学法人札幌医科大学 医療人育成センター数学・情報科学講座 准教授 | 出席 |
| 菅野 晴隆 | 福島県弁護士会 弁護士 | 出席 |
| 齋藤 広幸 | 公立大学法人会津大学 復興支援センター 上級准教授 | 出席 |
| 塩谷 弘康 | 国立大学法人福島大学 人文社会学群行政政策学類（法社会学担当） 教授 | 出席 |
| 津金 昌一郎 | 国立研究開発法人国立がん研究センター 社会と健康研究センター長 | 出席 |
| 寶澤 篤 | 国立大学法人東北大学 東北メディカル・メガバンク機構予防医学・疫学部門 教授 | 出席 |
| 星 北斗 | 一般社団法人福島県医師会 副会長 | 欠席 |

第1回学術研究目的のためのデータ提供に関する検討部会 座席表

開催日時：平成28年5月31日(火) 13:30
 会場：コラッセふくしま 4階「多目的ホール」

